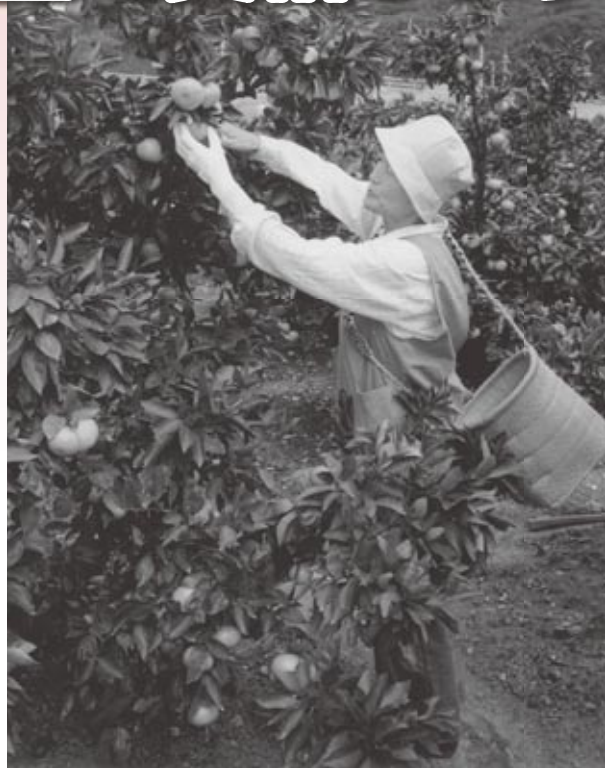


# 農業、漁業の新規就業者へ 奨励金を支給します

農業・漁業後継者の確保と農林水産業の維持発展を側面から支援するため、市は平成18年4月1日から農業や漁業に新たに就業する方に対して新規就業者奨励金を支給しています。

奨励金の支給対象者は、50歳未満の市内在住（Uターン・Iターンを含む）の方で、新規学卒者が就業する場合や農業または漁業研修機関で研修を終えて就業する場合などの就業区分に応じて、下記のとおり支給奨励金が異なります。



対 象 者		金 額	申請時期	
農家・漁家世帯の子弟または経営主	新規学卒者または年齢が40歳未満の方	中学・高校・大学を卒業し、直ちに就業する方	中学、高校卒業者は5万円 大学卒業者は8万円	新規に就業するとき
	年齢が40歳以上50歳未満の方	中学・高校・大学卒業後、農業研修機関または漁業研修機関で研修を終えて就業する方（農漁業以外の職業を辞め、研修を終えて就業する方を含む）	10万円	農業・漁業研修を始めるとき
		農漁業以外の職業を経験後、実家または知人の農漁家の一員として6カ月以上農漁業に従事し、本格的に就業する方	10万円	農業、漁業に従事するとき
		中学・高校・大学卒業後、農業研修機関または漁業研修機関で研修を終えて就業する方（農漁業以外の職業を辞め、研修を終えて就業する方を含む）	15万円	農業・漁業研修を始めるとき
農家・漁家世帯以外の方	農漁業以外の職業を経験後、実家または知人の農漁家の一員として6カ月以上農漁業に従事し、本格的に就業する方	15万円	農業、漁業に従事するとき	
	農漁家の従業員として新規に就業する方で年齢25歳以上50歳未満の方	15万円	新規に就業するとき	
	農漁業の就業基盤はないが、6カ月以上の研修を終えた後、農地、漁船の取得または賃貸借で就業条件を整えて就業する方で年齢25歳以上50歳未満の方	20万円	農業・漁業研修を始めるとき	

農林水産課 ☎ 66♦1126（お気軽にご相談ください）